2 5 . 6 . 2 6 一部改正 防経装第 9 1 3 2 号 2 5 . 6 . 2 8 一部改正 防官文(事)第 1 8 号 2 7 . 1 0 . 1

防経装第8927号

一部改正 防装庁(事)第324号 29.9.1

一部改正 防装庁(事)第63号 令和2年3月6日

一部改正 防装庁(事)第131号 令和5年3月31日

大 臣 官 房 の 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 監 衛 庁 長 衛 丁 張 衛 庁 長 で 衛 装 備 庁 長 官

事務次官(公印省略)

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について(通達)

調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。)の実施に当たっては、下記の解釈及び運用の基準によることとし、平成25年6月27日から施行することとされたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

なお、経装第4170号(20.4.1)は、平成25年6月26日限り、廃止する。同日以前に締結した契約についての支払代金その他の適正な価額を同日の翌日以降に確定する場合については、この通達の定めるところによるものとする。

1 目的

この通達は、訓令に関する解釈及び運用の基準を定めることにより、 予定価格の算定の統一的な処理要領を明らかにするとともに、契約担当 官等による適正かつ合理的な予定価格の算定を促し、もって調達物品等 の経済的な調達を図ることを目的とする。

2 用語の意義

この通達において、訓令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当官等 会計法 (昭和22年法律第35号) 第29条の3第 1項に規定する契約担当官等をいう。
- (2) 計算書類等 会社法 (平成17年法律第86号) 第435条第2項 に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びにこ れに準ずる書類をいう。
- (3) 実際原価 契約相手方等が自ら定める原価計算の実施に関する規則に基づいて、契約履行のために支出し、又は負担した財貨の実際消費量をもって計算した原価をいう。
- (4) 実績原価 原価監査官等が実際原価を原価監査し、適正と認めた原価をいう。
- (5) 実際価格 実際原価に契約条項等に規定する付加費用(一般管理及び販売費並びに利子その他の製造原価外費用をいう。以下同じ。)及び利益を加えた価格をいう。
- (6) 原価監査 契約条項等に基づき実際原価又は実際価格に関する諸記録を調査し、必要に応じ事実を確認して当該実際原価又は当該実際価格の適否の審査を行うことをいう。
- (7) 特別調査 過払事案の処理要領(過払事案の処理要領について(防 経装第826号。25.1.28) 別添)第6に規定する特別調査を いう。
- (8) 原価調査 事後の調達における予定価格の算定に当たり適正を期すため、契約条項等に基づき実際原価又は実際価格に関する諸記録を調査し、並びに必要に応じ実際原価又は実際価格に係る事実を確認することをいう。
- (9) 標準個別経費率 予定価格の算定に当たり、必要と認められる事業 について、一定の期間、標準として適用する経費率(加工費率、一般 管理及び販売費率、利子率並びに利益率をいう。以下同じ。)をい う。
- (10) 中央調達 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令(昭和49年防衛庁訓令第4号)第3条に規定する中央調達をいう。

3 訓令の目的(訓令第1条関係)

訓令は、調達物品等の調達に係る契約の価格を決定するに当たってその上限となり、入札又は商議とあいまって、より低い価格での契約締結の実現に資する機能を有する予定価格を算定するために必要な事項を定めたものであり、原価監査、特別調査及び原価調査(以下「原価監査等」という。)を通じて既に締結され又は履行された契約に係る対価を事後的に計算し、評価するために制定されたものではない。

したがって、原価監査等において、訓令の規定のうち、契約の価格を構成する諸要素の一般的な考え方及び標準金利、標準利益率等のように全ての契約相手方に共通して用いられるものを適用し、原価監査等を効率的に実施することは差し支えないが、製造直接費、製造間接費、一般管理及び販売費のように契約相手方が実際に支出又は負担した費用を把握すべき計算項目であって、契約相手方ごと又は契約ごとに積算の内訳が異なる性質のものについては、実際原価に基づいて評価しなければならない。ただし、原価監査等を受ける契約相手方が必要な原価情報を開示しないとき又は契約相手方が効率性その他の観点から予定価格算定のために設定した数値を適用することを求めた場合であってこれが適切であると認められるときは、この限りでない。

4 予定価格算定の原則(訓令第3条関係)

- (1) 契約担当官等は、計算価格の計算がその基礎書類である調達要求書、仕様書等の記載事項に基づき、厳格に行われるものであることから、調達要求書、仕様書等に不明確な事項、疑義、誤びゅう等を認めた場合は、調達要求元等に照会するものとする。この場合において、当該不明確な事項等の解釈の相違によって計算価格の計算結果が一定の範囲に収まらないおそれがあるときは、履行を要する契約上の債務の全てを計数に換算できるように調達要求書、仕様書等の修正を求めるものとする。
- (2) 契約担当官等は、前号の照会を行った場合において、調達要求書、 仕様書等の記載事項を修正する必要がないことが確認されたときは、 確認された内容について確認書を作成しなければならない。

5 計算価格計算上の原則(訓令第4条関係)

計算価格の計算は、市場価格方式により計算することが原則である。 当該方式の計算に当たっては、市場価格の調査を重視するとともに、他 の省庁への調達実績の問合せや企業から定価や販売実績の聴取りを実施 する等、所要の情報収集を行い、市場価格方式の適用に努めるものとす る。なお、この調査等においては、これから調達しようとする調達物品 等と完全に一致するものに限らず、類似したものについても調査等する よう努めるものとする。 6 一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の場合の計算価格(訓令第 5条から第7条まで関係)

幕僚長等は、契約の特性に応じたできるだけ客観的な計算価格が得られることを確保するため、訓令第4条第3項の規定に基づき、計算価格の公正な計算に必要となる計算項目及び計算要素並びにこれらと事業基準との関係についてあらかじめ定めるものとする。

7 国産品等の品代の計算特例(訓令第13条関係)

訓令第13条の規定の趣旨は、同一の種類の調達物品等の市場価格がない場合においても、できる限りその市場価格を推定することに努めることとするものであり、調達物品等の品代を単一の類似物品等の市場価格から類似計算又は分析計算により推定できる場合に限らず、複数の類似物品等の市場価格を組み合わせて類似計算又は分析計算を行うことにより調達物品等の品代を推定し、類似計算又は分析計算を積極的に行うものとする。

この際、一般に、生産者又は卸売業者が相互に関連した複数の調達物品等を一括して供給する場合には、調達物品等を個別に供給する場合よりも効率的に行うことができることから、生産者及び卸売業者間の競争の結果がより反映された市場価格が形成されている。このため、一の調達においてこれを構成する複数の調達物品等ごとの計算価格を計算して得られた価格を積算することにより当該調達の計算価格を計算する場合には、同一の計算項目が重複して計上されないよう配意するものとする。

なお、このような調達物品等の例としては、情報システムの調達のようなそれぞれ市場価格のある構成品の調達及びシステム構築の調達を組み合わせて調達する場合が挙げられる。

8 国産品等の品代の前例価格の適用(訓令第14条関係)

品代の前例価格の適用に当たっては、国産品等に係る仕様、原価構成、契約条件、契約数量等が同一である場合に当該前例価格を適用することに加え、当該前例価格に仕様、原価構成、契約条件、契約数量等の差違及び物価の変動等を勘案して、適当と認められる方法で当該前例価格の金額を補正し適用することをいう。

9 国産品等の販売直接費の計算(訓令第16条関係)

訓令第16条第1項に規定する「特別の費用を要すると認められ、かつ、品代及び手数料以外の費用として直接に賦課することが適当である費用」とは、例えば調達物品等に係る技術提携費や販売手数料をいう。

10 国産品等の輸送費の計算(訓令第18条関係)

国産品等の輸送費の計算は、輸送の距離、輸送の時期、輸送される物の重量等の一般的な尺度のみに基づいて一律に計算するのではなく、特殊な輸送手段や輸送に係る時間的猶予の有無等の個別の調達物品等ごとに要求される輸送の実態を勘案して行うものとする。

11 輸入品の品代の計算(訓令第21条関係)

- (1) 訓令第21条第1項に規定するCIF価格、C&F価格、FOB価格及びその他の輸入基準価格とは、それぞれ国際商業会議所が定める貿易取引条件とその解釈に関する国際規則(International Commercial Terms)に定める価格をいい、調達物品等の契約数量の多寡、契約条件の相違等を考慮の上、市場価格を補正した価格を含む。
- (2) 輸入品の売買契約に係る予定価格の算定に当たっては、仕様書の内容と品代に含まれる費用の内容とに齟齬がないよう十分に確認するものとする。
- (3) 輸入品の仕様書等に物品の売買に付随した据付調整等の役務が含まれる場合において、訓令第5条第2号、第6条第2号、第7条第2号又は第10条第1項の規定により、入札参加の意思を示した相手方から見積資料又は契約相手方から送り状その他の関係書類の提出を受けたときは、品代に物品の売買に付随した据付調整等の役務に係る費用が含まれているか否かを確認するため、併せて品代の内訳が確認品を資料の提出を受けるものとする。この場合において、品代に物品を資料の提出を受けるものとする。この場合において、協民の費用とでの書きは、原則として、品代の計算の内訳において、物品に係る費用と役務に係る費用とを明確に区分するものとする。また、代理店手数料その他の外国製造業者等が負担すべき費用が品代の内訳として製品代価に直接加算されていることが明らかに認められるときは、これを品代から控除するものとする。

12 輸入品の手数料の計算(訓令第22条関係)

輸入品の調達に係る主な契約相手方が生産者に代わって当該輸入品の輸入を行う者であることから、輸入品の手数料の計算式において用いる手数料率は、訓令第15条第2項第2号に規定する代行取扱金額を用いた計算式により計算するものとする。ただし、輸入を代行した者の防衛需要への依存度が高いなどの事情により、その計算書類等により実態に即した手数料率を合理的に算出できると認められる場合には、当該手数料率を適用して手数料を計算することができる。

- 13 原価計算方式における計算価格の計算項目(訓令第25条関係)
 - (1) 原価計算方式における計算価格の計算において、専ら当該調達物品等の製造等に伴い発生するもので直接に計算することを適当とするも

のを製造直接費として計上するものとし、製造直接費又は製造間接費のいずれに計上するか検討の余地がある費用については、その性質及び事業基準を考慮した上で、できる限り製造直接費として計上するものとする。ただし、調達物品等の原価として直接認識できる費用であっても、原価としての必然性の低い臨時的なものについては、必要に応じ、製造間接費として算定することができる。このような取扱いを選択し得る費用の例として、健康保険料等の事業主負担分である法定福利費や従業員に対し臨時に支給する賞与手当等が挙げられる。

- (2) 訓令第25条第5項に規定する「梱包費又は輸送費で製造原価又は 総原価に計上することが適当と認められるもの」とは、完成した調達 物品等を納入する行為の一環とはならない作業場内又は作業場間の移 動のための梱包費又は輸送費をいう。
- 14 計算項目又は計算要素の細分又は包括(訓令第33条関係)

訓令第33条の規定は、調達物品等の生産の実態や特徴等を考慮する必要があること、また、見積資料を提出する相手方ごとに事業基準に応じた見積資料が提出されることがあることから、訓令に定める計算項目及び計算要素を細分し、又は包括することにより、より適当な計算を行うことを可能にするために設けられたものである。このため、見積資料を提出した相手方又は契約相手方に対して、過剰な手続規定の制定や帳票類の整備を求めることがないように留意しなければならない。

- 15 計算項目の選択及び適用の特例(訓令第34条関係)
 - (1) 訓令第34条第1項前段の規定により当該事業基準の定めを基準とするか否かの判断に際しては、幕僚長等があらかじめ定める基準に基づいて行うものとする。
 - (2) 幕僚長等は、訓令第34条第2項に規定する業種別又は品種別に適用する事業原価計算要領又は価格算定要領を定めるに当たっては、あらかじめ防衛装備庁長官と協議するものとする。
- 16 非原価項目(訓令第36条関係)

訓令第36条第2項の規定に基づき原価に算入しなかったものがある場合には、予定価格の算定に関連する文書にその理由を沿えて明記するものとする。

- 17 工数の計算(訓令第45条関係)
 - (1) 工数の計算において、作業者の能率を反映させる手段として、習熟 曲線 (Learning Curve) から算出される習熟率を適用するときは、生 産の実態を踏まえ適用するものとし、戦車、護衛艦又は戦闘機といっ た装備品等の大きな分類ごとに一律に行ってはならない。また、特定

- の装備品等の習熟率を関連性が低い他の装備品等に用いてはならない。
- (2) 習熟率の算出に当たっては、装備品等の生産の実態とのかい離が生じることを避けるため、適当と認められる十分な量の実績工数を回帰分析することにより、統計的に有意と考えられるよう定式化を行った上で算出しなければならない。また、精度の高い習熟率の算出やその適時の更新のためには、設定する分野の細分化や適当と認められる十分な量の実績工数を蓄積する必要があることから、原価監査や各調達機関との原価情報の共有等のあらゆる機会を捉えて原価情報の収集を積極的に行うものとする。
- (3) 工数の計算に当たっては、作業効率化促進制度について(防経装第4626号。25.3.29)第2項第5号に規定する作業効率化促進制度(以下この号及び次号において単に「作業効率化促進制度」という。)が適用されている契約案件にあっては、作業効率化促進制度を適用した結果を反映させるものとし、作業効率化促進制度が適用されていないものにあっては、企業に対し、今後の作業効率化促進制度の受入れを促すものとする。
- (4) インセンティブ契約制度について(防経装第9132号。25.6.28)第2項第12号に規定するインセンティブ契約制度及び作業効率化促進制度は、個別の契約案件に付された特約条項に基づいて原価低減を行うものであることから、同一の契約相手方の特約条項が付されていない他の契約案件又は他の契約相手方の特約条項が付されていない同種の契約案件にこれらの制度を拡大して適用することは、原則として行わないものとする。ただし、特約条項が付されていない契約案件に別に原価低減が行われた契約案件と同一の工程、内製品等が含まれる場合において、これらの制度の運用により得られた一般的な原価計算の考え方であって特に密接に関係する計算要素に限定して計算に反映するときは、この限りでない。
- (5) 前号の規定は、複数の契約の相手方に共通して適用される標準の原価、単価、工数等を用いて予定価格を算定する場合において、実際原価又は実績原価によらず、統計的調査、他の契約案件における実績等に基づき合理的に期待することができる原価低減を勘案して計算することを妨げるものと解してはならない。
- 18 設計費、専用治工具費等、試験研究費及び技術提携費の計算(訓令第47条、第49条、第51条及び第53条関係)
 - (1) 訓令第47条に規定する設計費、訓令第49条に規定する専用治工具費等、訓令第51条に規定する試験研究費及び訓令第53条第2項第1号及び第2号に規定する技術提携費のうち、試作調達又は初度の調達若しくはこれに準ずる調達に係る費用であって、調達物品等の生

産等に当たり特別に必要となるものについては、初度費と称する。

- (2) 初度費の計算は前号の各費用の性質や調達物品等の生産等の実態を考慮して実施するものとする。
- (3) 調達物品等の2回目以降の契約において、初回の調達の契約相手方と2回目以降の調達の契約相手方とが同一にはならない場合があることを考慮し、初回の調達の契約相手方に対して初度費の全額を支払うことができるよう計算するものとする。

19 技術提携費の計算(訓令第53条関係)

- (1) 技術提携費の計算に当たっては、ライセンシーからライセンサーへ の送金の条件や銀行手数料の割引等を考慮しなければならない。
- (2) 前号の計算においては、見積資料の提出時や原価監査等のあらゆる機会を捉えて送金実態の把握に努めるとともに、一般的な商慣行として行われている程度の条件や割引等が適用されることを前提とするものとする。
- (3) 技術提携費の額は、技術導入契約書の規定等に基づき計算される額とする。この場合において、計算価格における技術提携費の計算に当たっては、技術導入契約書の規定等に基づき計算される額の生産高全体の額に対する率ではなく、その技術導入契約書の規定等に応じて定まる生産高から控除すべき額を減じて得た額に対する率を用いるものとする。
- (4) 技術導入契約書の規定等では一義的に明らかではないものの、特定 の事項について当該技術導入契約書の当事者間での一致した解釈があ る場合には、契約担当官等は、あらかじめその内容を書面により明ら かにしておくものとする。
- (5) 調達物品等又はその契約条件の特性により製造原価外とすることが 適当と認められる技術提携費は、訓令第46条第2項の規定に基づ き、販売直接費と同一の取り扱いとする。

20 製造間接費率等の計算(訓令第57条関係)

訓令第57条第1項に規定する製造間接費率等の計算に当たっては、 第13項第1号に基づき製造直接費として計上したものを期間製造間接 費から控除するものとする。

21 一般管理及び販売費の計算(訓令第59条関係)

訓令第59条第1項に規定する一般管理及び販売費率の計算に当たっては、第13項第1号に基づき製造直接費として計上したもの及び訓令第61条に規定する販売直接費として計上したものを期間一般管理及び販売費から控除するものとする。

- 22 予定価格の決定(訓令第69条関係)
 - (1) 訓令第69条第1項第5号に規定する「需給の状況を特に考慮する 必要があると認められる場合」とは、調達物品等の品薄、供給能力の 拡大等により価格が変動した場合をいう。
 - (2) 前例価格による調整

第17項に規定する習熟率を適用した場合において、契約の履行の結果、適用した習熟率を超える工数の低減効果が認められたときは、訓令第69条第1項第2号に規定する「前例価格の構成要素の一部において変動があると認められる場合」に該当するものとする。

- (3) 契約価格比による調整
 - (ア) 前例価格と計算価格との間に差が認められた場合には、その要因 について調査するものとする。
 - (イ) 訓令第69条第1項第4号に規定する「継続して一定の差があると認められ、かつ、その割合が異常なものでないと認められる場合」とは、調達物品等と種類を同じくする過去2回以上の調達において、それぞれの前例価格と計算価格との間に連続して同等の差があり、その差を同一の種類の調達物品等の計算価格に適用することが適当である場合をいい、「その割合を考慮して加減」とは、複数回の調達における前例価格と計算価格の差の平均又は傾向を計算価格に反映させることをいう。

23 標準及び基準の設定(訓令第70条関係)

- (1) 訓令第70条第1項から第3項までの規定により幕僚長等が防衛大臣の承認を得て数値及び基準を定めるときは、原則として、数値又は基準等を設定しようとする業種別事業別等の区分に該当する契約に係る工数等の実績であって、一定の基準を満たすものを等しく用いるものとし、特定の契約に係るものを恣意的に除外してはならない。ただし、特定の幕僚長等に係る契約に係る工数等の実績を除外して数値又は基準を定める必要が認められるときは、当該幕僚長等とあらかじめ協議してこれを行うことができるものとする。
- (2) 訓令第70条第3項に基づき適用の基準及び調整の基準を定めるときは、契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について(防経装第4627号。25.3.29)に定める「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」、原価監査の実施に係る特約条項を付して実施する制度調査又は原価監査(以下この項において「制度調査等」という。)において、原価情報の全面的な開示に協力が得られる企業に対する適用の基準及び調整の基準とは別に、これらの協力が得られない企業又は制度調査等により不正行為が発覚した企業に対する適用の基準及び調整の基準を定めるものとする。
- (3) 前号の適用の基準及び調整の基準を適用して標準個別経費率の計算

を行うに当たり、計算値が調整の基準を超えた場合において、当該計算値又は当該調整の基準による値をもって標準個別経費率を設定しようとするときは、あらかじめ防衛装備庁長官に協議するものとする。

- (4) 標準個別経費率の設定は、算定の対象である企業又は事業所が制度 調査等を受け入れているかどうかを確認した上で行うものとし、年度 の途中で制度調査等の実施に協力が得られなくなった場合又は制度調 査等により不正行為が発覚した場合には、直ちに標準個別経費率の再 算定を行うものとする。
- (5) 原価情報の全面的な開示に協力が得られない企業又は制度調査等により不正行為が発覚した企業から年度の途中において制度調査等の実施に協力が得られることとなった場合には、適切な時期に標準個別経費率の再算定を行うものとする。
- (6) 前2号の規定にかかわらず、標準個別経費率の数値は、計算値と設定値にかい離が出ないよう必要に応じて再算定を行うものとする。
- (7) 前3号の場合において、中央調達における計算価格の計算に使用する標準個別経費率の再算定を行うときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得るものとする。
- (8) 第4号から第6号までに規定する標準個別経費率の再算定に当たっては、訓令第70条第3項に基づき防衛大臣の承認を得て定めた適用の基準及び調整の基準の範囲を逸脱してはならない。この場合において、計算値が調整の基準を超えたときの手続については、第3号の例による。
- (9) 訓令第70条第1項から第3項までの規定により幕僚長等が防衛大臣の承認を得て定める数値及び基準について、他の幕僚長等が防衛大臣の承認を得て定めたものと同一の内容である場合において、業種別事業別等の区分が異なるとき、又は業種別事業別等の区分は同じであるが定める際に用いた工数等の実績が異なるとき(第1号ただし書の規定により定める場合を含む。)は、訓令第70条第5項に規定する場合に該当しない。

24 調査の実施(訓令第70条関係)

幕僚長等は、予定価格を算定するに当たっては、個別の企業の実績のみを用いるのではなく、多数の企業の実績を統計的に処理した標準値を活用することが可能となるよう、経費率の算定のための調査のほか、一般確定契約についても積極的に原価調査を行い、原価に係るデータベースの整備及び共有に努めるものとする。

25 細目規定(訓令第72条関係)

幕僚長等は、客観的かつ系統的な算定を担保するため、訓令第72条第1項ただし書に規定する「当該幕僚長等のみに関わる事項」として、

各計算要素として扱う費用の範囲、当該費用として実際に算入する値として対象企業全体の平均値又は特定の事業部門の値を採用する要件等について防衛装備庁長官と協議してあらかじめ定めるものとし、当該定めが施行されるまでの間は、従来の方法を変更してはならない。

26 その他

- (1) 訓令第70条第1項及び第2項に規定する標準的な数値、同条第3項の規定による適用、調整の基準及び算定基準については、防衛調達の透明性等を確保する観点から、原則として公表するものとする。
- (2) 各幕僚長等は、訓令、この通達及びこれらに定める標準、基準その他細部事項の適用に関し疑義がある場合の問い合わせ先として相談窓口を設置し、これを周知するものとする。
- (3) 幕僚長等は、前号の相談窓口に企業等から相談があった場合には、速やかに対応し、その相談内容及び処置結果について防衛装備庁長官に通知するものとする。
- (4) この通達の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。
- (5) 幕僚長等は、この通達の運用に当たり疑義が生じた場合には、その 都度、防衛装備庁長官と協議するものとする。